

社会福祉法人草加市社会福祉協議会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人草加市社会福祉協議会（以下、「本会」とする。）定款第10条及び第25号の規定に基づき、役員及び評議員に対する報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員には勤務実態に応じて、次のとおり報酬を支給する。

- 2 評議員は無報酬とする。
- 3 常勤役員である常務理事に対し、報酬及び期末手当を支給する。
- 4 非常勤役員であるその他の役員は無報酬とする。

(報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各項による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- 2 報酬の月額、別表1に定める額とする。
- 3 報酬等の年間総額は、別表2に定める額とする。
- 4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に、次の各号に基づき、在職する者に支給する。

(1) 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において受けるべき報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の207.5、12月に支給する場合には100分の222.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- ア 6月 100分の100
- イ 5月以上6月未満 100分の80
- ウ 3月以上5月未満 100分の60
- エ 3月未満 100分の30

(2) 基準日以前6月以内の期間において、次の各号に掲げる者が規程の適用を受ける常務理事となった場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間を、在職期間に算入することができる。

- ア 草加市職員で勸奨、依願、定年により退職した者
- イ 草加市出資法人等の団体の役職員
- ウ 民間等で役員にふさわしい経歴のある者

- 5 前3項に規定する報酬及び期末手当の支給方法については、社会福祉法人草加市社会福祉協議会職員給与規則（昭和44年4月1日施行）の職員の例による。
- 6 役員及び評議員が業務のため旅行をしたときは、社会福祉法人草加市社会福祉協議会職員旅費規程（平成4年4月1日施行）別表の事務局長の区分に定める旅費を支給する。
- 7 前項に規定する旅費の支給方法は、職員の例による。

(費用弁償)

第4条 役員（常務理事を除く。）及び評議員が、本会主催の会議等に出席した場合は、

費用弁償として2,000円を支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月28日から施行する。

別表1 (第3条関係)

常勤役員の報酬

役職名称	報酬月額
常務理事	25万円

別表2 (第3条関係)

常勤役員の報酬等の年間総額

役職名称	年間報酬額
常務理事	450万円を超えない範囲の額